



月間連合 2016年4月号

改正育児・介護休業法が2017年1月に施行されたのはご存知でしょうか。男女ともに育児や介護をしながら働き続けられる職場をつくるためには、私たち“労働組合”が男女平等の取り組みを進めていかなければなりません。2017春季生活闘争では見落としがちな項目をチェックして、法の周知や労働協約改定に取り組みしましょう！

改正育児・介護休業法 (2017年1月施行) Check

- 改正育児・介護休業法の内容が組合員に周知していますか？
- 法律を上回る内容の労働協約改定・就業規則の見直しをしていますか？
- 両立支援制度を利用しやすい環境整備が行われていますか？

速報! 2017年1月施行予定!

改正育児・介護休業法でこう変わる!

まるわかり教室 改正育児・介護休業法

紹介 改正でここが変わる!

育児 改正でここが変わる!

1 子の看護休暇(年5日)が平日単位で取れる!

今まで: 子どもの看護休暇(年5日)が平日単位で取れる! (1日単位)

これから: 子どもの看護休暇(年5日)が平日単位で取れる! (1日単位)

2 有期契約労働者の育児休業の取得要件緩和!

今まで: 有期契約労働者の育児休業の取得要件緩和!

これから: 有期契約労働者の育児休業の取得要件緩和!

3 育児休業の対象となる子の範囲拡大!

今まで: 育児休業の対象となる子の範囲拡大!

これから: 育児休業の対象となる子の範囲拡大!

あなたの労働組合も準備を!

改正育児・介護休業法の周知徹底を!

法律を上回る内容で労働協約改定の取り組みを! 有期契約労働者への制度拡大に取り組みを!

両立支援制度の申請や制度により不利な取扱いがされているかチェック!

両立支援制度を利用しやすい環境整備が行われているかチェック!

ハラスメント防止措置が義務化

今まで: ハラスメント防止措置が義務化

これから: ハラスメント防止措置が義務化

介護 改正でここが変わる!

1 介護休業の分限取得が可能に!

今まで: 介護休業(年5日)が平日単位で取れる!

これから: 介護休業(年5日)が平日単位で取れる!

2 介護休暇(年5日)が平日単位で取れる!

3 有期契約労働者の介護休業の取得要件緩和!

4 介護終了まで所定外労働の免除が可能に!

5 対象家族の範囲拡大

6 介護休業給付率引き上げ

今まで: 介護休業給付率引き上げ

これから: 介護休業給付率引き上げ

政策実現には議員の力 議会報告 県議会議員 後藤 克己



2月24日一般質問に立つ 後藤議員

連合群馬の制度政策要求が、群馬県の予算等にどのように反映されるかのプロセスは①政策制度提出、②連携する議員が委員会で取り上げ要求の実現を求める、③政策制度を基に会派・リベラル群馬の予算提言の提出、④予算への反映となり、まさにこの3月議会が具体的な事業や予算の使い方を審議する重要な議会となります。

この3月議会である「第1回定例会」で、議員懇会員では私、後藤と加賀谷議員が一般質問に登壇しました。知事をはじめ県執行部との一問一答方式で、現在、子どもの貧困が大きな社会問題となっている中で、連合群馬とリベラル群馬で要請した、「子どもの貧困対策ならびに等しく教育機会が得られる対策」に対し、子ども食堂を展開している民間団体への支援が盛り込まれた予算編成がなされ、県が掲げる未来への投資となっており、更なる拡充を求めました。また、新年度予算において、連合の求める生活困窮者支援、子育て支援、教育の質的向上での新規事業が創設されるなど一定の反映がされている状況です。

引き続き、連合組合員の声を県政に反映させるためには、議会でのフォローが不可欠です。連合と連携する県議を増やし会派として一つにまとまっていくことで、県政への影響力が高められ、大変重要な取り組みとなります。

主な 後藤県議・ 障害者雇用について・ コンベンション施設整備について
質問 加賀谷県議・ 学校における食育の推進について・ 学童保育等について・ 精神科救急医療体制について

(詳細は、県のHPで議会の様子を是非チェック!)